

別表六（五）の記載の仕方

- この明細書は、令第142条の2第2項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する内国法人が、法第69条第1項から第3項まで（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合（令第155条の27第2項各号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する連結法人が法第81条の15第1項から第3項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合及び令第195条第2項各号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する外国法人が法第144条の2第1項から第3項まで（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合を含みます。）又は租税条約に定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合で、当期において納付した令第142条の2第2項、第155条の27第2項又は第195条第2項に規定する利子等に係る外国法人税（令第142条の2第2項に規定する外国法人税をいいます。以下同じ。）の額及び当該外国法人税とみなされたものの額について記載します。

ただし、令第142条の2第5項に定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額については、記載しません。この場合、控除対象外国法人税額若しくは個別控除対象外国法人税額が課されたことを証する書類その他規則第29条の3第1項各号若しくは第37条の6第1項各号（外国税額控除を受けるための書類）に定める書類又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第10条（みなし外国税額の控除の申告手続等）に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を基礎として記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

（注）令第142条の2第2項第1号から第3号までに掲げる事業以外の事業を主として営む内国法人で同項第4号括弧内に規定する割合が20%未満である法人（令第155条の27第2項第1号から第3号までに掲げる事業以外の事業を主として営む連結法人で同項第4号括弧内に規定する割合が20%未満である連結法人及び令第195条第2項第1号から第3号までに掲げる事業以外の事業を主として営む外国法人で同項第4号括弧内に規定する割合が20%未満である外国法人を含みます。）の利子等に係る外国法人税額については、この明細書ではなく、別表六（四）により控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額の計算をします。
- 既に課された利子等に係る外国法人税の額で当期において増額又は減額されたものがある場合には、控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額の再計算に係る明細を別紙に記載し、増額又は減額されたこととなる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額を「納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額14」又は「納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額15」の各欄の金額に含めて記載してください。
- 各欄中金額を記載するものにあつては、「12」及び「13」の各欄の括弧書並びに「14」から「23」までの各欄を除き、その外国法人税を課す国又は地域における通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 「課税標準（収入金額）4」には、その外国法人税を課す国又は地域において課税標準とされた金額を記載します。
- 「納付外国法人税額」の各欄は、当期において納付すべきことが確定した利子等に係る外国法人税額について記載します。
- 「納付したとみなされる外国法人税額」の各欄は、租税条約において定めるところにより、当期において納付したとみなされる外国法人税額を計算する場合に記載します。
- 「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額11」は、「所得率24」の割合が10%以下である場合には「又は15%」を消し、その割合が10%を超え20%以下である場合には「10%又は」を消し、その割合が20%を超える場合には「(4)×(10%又は15%)と」及び「うち少ない」を消して記載します。
- 「(6)と(11)のうち少ない金額12」及び「(11)－(12)13」の括弧内には、その本書の金額の円換算額を記載します。
- 「所得率の計算」の「事業年度又は連結事業年度」の各欄は、当期及び前2年以内の各事業年度（連結事業年度に該当するものがある場合は、当該各連結事業年度を含みます。以下同じ。）について当期に最も近い事業年度の分を最下欄に記載し、順に古い事業年度を上欄に記載していきます。
- 「外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の損金不算入額19」は、法第39条の2（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）又は第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第39条の2の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける法第39条の2に規定する外国源泉税等の額を記載します。
- 「総収入金額等23」には、令第142条の2第2項各号、第155条の27第2項各号又は第195条第2項各号に定める金額を記載します。この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。